

令和 6 年度行政書士試験 速報講評

☆★全体の傾向☆★

令和 6 年度試験は、令和 5 年度試験に比べて難易度的にはやや難しくなったと思われます。

令和 6 年度試験は、同じ偶数年である令和 4 年度試験の傾向に近似性があるといえます。両年とも憲法では直近の判例問題が問われていることや、記述式では一見すると何の問題かわからないが、実は大切な基本知識が問われているという点から、両年は共通していると思われます。

結論として、憲法で 2 問程度どうにかもぎ取り、行政法で得点を稼ぎ、やや難しい民法で生き残った上で、記述式で平均的な得点を取れば、合格が可能であると思われます。ただ、受験生の皆さんにとっては、難しい印象を受けた試験でありましたので、疲労感や不安感は残ったのではないかと推察されます。

★☆科目ごとの出題傾向★☆

〔憲法〕

憲法は、人権の分野では判例に関する問題、統治機構では条文知識に関する問題が出題されました。判例に関する問題については、要求される知識レベルの高いものが多く、解くのに時間がかかったと思われます。

〔行政法（択一式）〕

行政法は、法理論で判例の知識を問う長文の問題が出題されたり、行政手続法で事例問題が出題されたり、最後の問題 26 で公文書管理法の問題が出題されるなど、特徴的な問題が散見されましたが、多くの問題は、条文や判例の知識を問う解答しやすい問題でした。多くの受験生が苦手とする地方自治法も、もっぱら基本的な条文の知識を問う問題であったため、解答しやすかったのではないかと思われます。

〔民法（択一式）〕

民法は、条文に関する問題と判例に関する問題がバランスよく出題されました。問題 29（相続と登記）、問題 30（抵当建物の賃貸借）、問題 31（保証）、問題 32（他人物売買・無権代理）などは事例問題であり、受験生があまり学習していない条文や判例の知識を問う問題も多かったため、正解できなかった方も多いかったのではないかと思われます。

〔商法〕

商法は、匿名組合や株式交換など、見慣れない論点からの出題がなされました。全体的に、細かい条文

知識がないと解けない難しい問題が多かったです。ただ、問題37（株主の議決権）は、組合せ問題であり、記述の内容から考えると比較的解きやすかったと思われます。

〔基礎知識〕

今年度より出題分野となった「諸法令」は、行政書士法と住民基本台帳法の2問が出題され、どちらも条文知識で解ける問題でした。「一般知識」は5問の出題で、昨年度までの政治・経済・社会と同様の出題傾向であり、時事問題も含め広い範囲からの出題でした。「情報通信・個人情報保護」は4問の出題であり、うち個人情報保護法の条文知識で解ける問題も1問出題されました。「文章理解」は例年通り3問の出題であり、いずれも難易度は低めで解きやすい問題だったと思われます。

〔記述式〕

問題44では、免許処分と拒否処分との関係性をどのように記述の中に盛り込むのがポイントとなりました。判例の細かい点が問われていますので、満点を取るのは難しかったと思われます。

問題45では、動産売買の先取特権というなじみがないところが問われました。ただ、出題テーマに気付くことができれば、問われているのは基本的な知識でしたので、記述することはできたと思われます。

問題46では、債権者代位権の転用の事例が問われました。近年の改正で明文の規定が置かれたところですので、条文知識があれば記述することができた問題であったと思われます。

全体を通じて、ゆっくりと時間を掛ければそれなりに記述ができたとも思えますが、択一式で時間が掛かってしまうと、なかなか厳しかったと思われます。

ユーキャン行政書士講座